

絶対覚えてたい防災情報！

危険な場所から

警戒レベル4で

全員避難！



固危機管理課 宮内線241

令和元年台風第19号（令和元年東日本台風）において、「避難をしなかった」「避難が遅れた」ことによる被災や屋外移動中の被災が多かったことから、災害対策基本法が改正され、避難情報の見直しが行われました。

警戒レベル5の「緊急安全確保」が発令されるときには、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。警戒レベル4の避難指示が発令されたときに全員避難するように心掛けましょう。また、高齢者や障がい者など、避難に時間がかかる方は、警戒レベル3の「高齢者等避難」が発令されたときに避難しましょう。

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた災害時の避難のポイント

新型コロナウイルス感染症の感染リスクがある中で、災害の危険が迫り、避難をする場合には、感染症対策に万全を期することが重要です。

これまでと同じ避難のあり方では、密閉した空間に多人数が密集し、密接する距離となる「3密」の条件がそりやすく、感染症が拡大するリスクが高くなってしまいます。

そこで、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難のポイントをお知らせします。

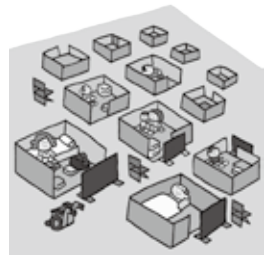
新型コロナウイルス 避難のポイント

複数の避難先を用意しましょう（分散避難）



感染対策として3密を回避しましょう  
自治体の避難場所以外にも避難先を探しましょう  
自宅の方が安全な時には在宅避難も検討しましょう

避難所では他の人と距離を取る



- ☑人との適切な距離を取る
- ☑背中を向けて座る
- ☑小まめに手洗いと消毒
- ☑定期的に換気

感染対策グッズを持って行きましょう

非常用持出し袋に入れる3点セット

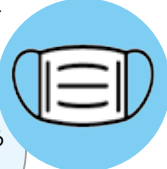


▲体温計



▼消毒液

ない場合は…ウェットティッシュ



▲マスク

ない場合は…鼻と口を覆える大きさのタオル・手ぬぐい

車中泊はリスクがあります エコノミークラス症候群に注意



- やむを得ないときは…
- ☑なるべく足を上げて過ごす
- ☑定期的な足の運動
- ☑水分補給
- ☑寝るときは服をゆるめる

感染が不安な人も危険が迫ったらためらわず避難場所へ！

避難を始める前に発熱やだるさがある時は…  
新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル（24時間対応）  
☎ 0570（056）774  
※一部のIP電話などで繋がらない場合は ☎ 045（285）0536

「マイ・タイムライン」

避難とは「難」を「避」けること。安全な場所にいる人まで避難所に行く必要はありません。安全確保に必要な行動は、家族構成や生活状況により異なります。自分の状況に合わせた避難計画を時系列で整理したものを「マイ・タイムライン」といいます。

あらかじめ「いつ」「どういう状況で」「何を持って」「どの経路を通って」「どこへ避難するのか」を整理することが、風水害時の行動チェックや判断のサポートになります。



**避難準備**

持ち出し品や避難のタイミングなどをいま一度確認する



**ハザードマップを確認**

避難先や避難の方法、避難を始めるタイミングを事前に決めておく



**町が「避難所」を開設**  
タイミングを見計らって避難する

**気象情報を確認**  
テレビやラジオ、インターネットを活用して気象情報を確認する

**町が「避難指示」を発令**  
避難・安全確保のための行動を取る

町からの情報は、防災行政無線や町ホームページからご確認いただけます。

**早め早めの行動を！**

**ハザードマップを見るときポイント**

自宅の近くにある避難所を確認しておきましょう。

自宅が危険区域外の場合でも、危険がないわけではありません。崖の近くなどの危険な場所からは避難しましょう。



浸水想定区域内でも、マンションの高層階や自宅の2階などで安全確保できる場合は、在宅避難も検討しましょう。

地図に色が塗られている区域は被災するおそれがあります。自宅が区域内にある場合は、安全な場所に避難しましょう。

**大磯町土砂災害・洪水ハザードマップ**

土砂災害や洪水のおそれのある場所や避難場所などが記載されています。日ごろから皆さんが取るべき行動や事前の備えにご活用ください。

※「広報おおいそ9月号」に併せて、町内に全戸配布します。

※町ホームページからも閲覧できます。

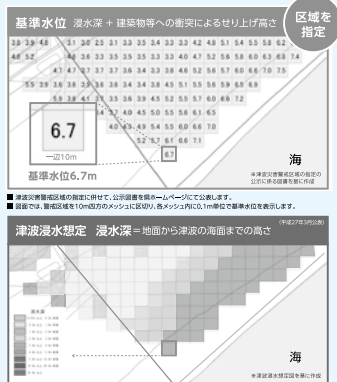
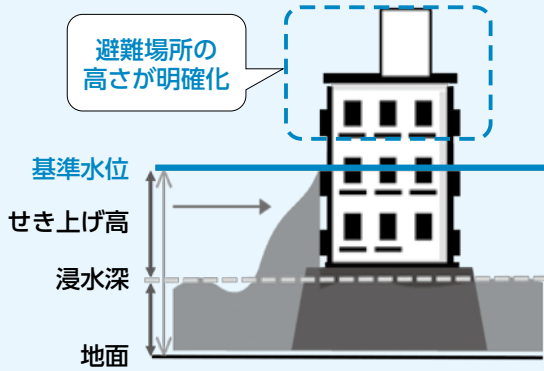


# 町が津波災害警戒区域に指定されます

東日本大震災を踏まえ、平成23年12月に「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年法律第123号）が成立しました。この法律を根拠に、県が県内の「津波浸水想定」を設定し、「津波災害警戒区域」を指定します。

津波災害警戒区域は、平成27年に県が公表した津波浸水想定と同じ区域となりますが、従来の「浸水深」に加えて、新たに「基準水位」という浸水深に建築物等への衝突による津波の「せき上げ高」を加味した0.1m単位のデータが県から公表されます。

現在、町は「津波災害警戒区域」の指定を受けるため県と調整を進めています。



警戒区域に指定されると何がかわるのか？

- ・「基準水位」が公表され、浸水深+建築物等の衝突によるせき上げ高がわかり、避難場所の高さが明確化されます。
  - ・警戒区域内に立地し、「大磯町地域防災計画」に定められた、病院、学校、幼稚園、高齢者施設や福祉施設などの要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成及び訓練が義務化されます。
  - ・宅地建物取引業法に基づく重要事項説明が必要となります。
  - ・開発規制や土地利用規制は、生じません。
  - ・県のホームページに「津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書」が公表されます。
- URL: <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jy2/tsunami/kuiki.html>

## 津波災害警戒区域の指定と今後の説明会のスケジュール

- 8月下旬～9月初旬 津波災害警戒区域の指定
- 9月以降 要配慮者利用施設向け説明会
- 9月以降 住民説明会（津波災害警戒区域図）

## 海岸近くで地震を感じたら

すぐに海岸から離れて、高台や津波避難ビルなど避難場所に避難しましょう。

また、海岸から避難する時、間が無い場合は、「津波避難タワー」を利用しましょう。感じた揺れが小さくても大きな津波が襲うことがあります。

## 津波避難ビルや津波避難場所を確認しておきましょう。

大津波警報が発令されたときに、地域住民の皆さんが緊急的に避難することができます。ハザードマップなどで場所を確認しておきましょう。今後、民間のビル、マンションなどの所有者の協力を得て、津波避難ビル指定の取組みを進めていきます。

## 避難行動要支援者の登録を行いましょ

避難行動要支援者とは

高齢者、障がい者、乳幼児等において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方。おおむね次の基準に該当する方が対象となります。

- 1 身体障がいの方
- 2 知的障がいの方
- 3 療育手帳A1、A2
- 4 精神障がいの方
- 5 精神障害者保健福祉手帳1級
- 6 知的障がいの方
- 7 療育手帳A1、A2
- 8 精神障がいの方
- 9 精神障害者保健福祉手帳1級
- 10 要介護の方
- 11 要介護1
- 12 要介護2
- 13 要介護3
- 14 要介護4
- 15 要介護5

5 前に掲げる者のほか災害時において支援が必要な方 ※登録を希望する方は、支援を受けるために必要な個人情報に関係支援団体（自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、消防機関、警察、社会福祉協議会）に提供することに同意する方です。

登録を希望する場合は、避難行動要支援者登録同意確認書を危機管理課へ提出してください。用紙は、町ホームページまたは福祉課の窓口で配布しています。

## 防災行政無線の内容を再確認！

### ○防災行政無線ダイヤル

防災行政無線の放送内容を電話で確認できます。

はっさい  
発災 O I S O  
☎ 0120 (83) 0150

## 防災情報をメールで再確認！

### ○大磯町防災生活情報メール

防災行政無線の放送内容や、気象庁発表の気象警報、町からの防災に関する情報を配信します。

#### ▶登録方法

bousai.oiso-town@raidan2.ktaiwork.jpに空メールを送信 ※右のQRを読み取ると、空メールの送信画面に移ります。





自助

災害が発生したとき、まずは自分自身の身の安全は自ら守ることが基本です。日ごろから、いざというときの準備をしておきましょう。

【非常持出品】

災害から避難するとき最初に持ち出すもの。

【非常備蓄品】

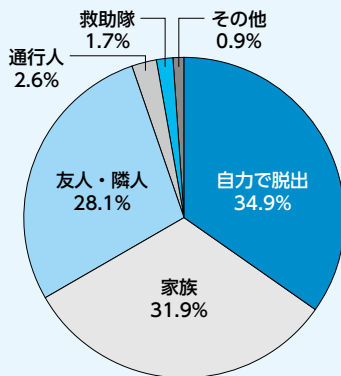
復旧するまでの数日間を支えるもの。

常日頃から、災害発生時の避難のことを考え、最小限必要なものを備蓄しておきましょう。

共助

災害時に地域の人たちが協力して助け合うことは、地域を守り、自分を守ることにつながります。

左のグラフは、1995年の阪神・淡路大震災における生き埋めや閉じ込められた人の救助主体について内閣府が取りまとめたデータです。



家族はもちろん、友人や隣人といった共助による人命の救助が非常に大きかったことが分かります。

地域の被害を減らすため、地域一丸となって防災・減災に取り組みましょう。



災害発生時にはペットとともに普段からできる避難の備え

災害時にはペットの健康に関わるフードや水などの準備のほかに、次の点について備えるようにしましょう。

- ・「待て」「お座り」などの基本的なしつけ
- ・ケージやキャリーの中で静かに過ごせるようにする
- ・鑑札、マイクロチップの装着
- ・ワクチン接種などの健康管理
- ・一時預け先の確保

災害時のペットとの避難生活も

自助・共助が基本！

災害時に人命が優先されるなか、ペットを守るのは飼い主のあなただけです。また、近所の方や他の飼い主さんと協力してペットを守ることも大切です。「自助」…自分とペットの身は自分（飼い主）で守ること  
「共助」…近隣住民や飼い主さん同士の助け合いなど

携行品リスト

準備が出来たら☑しましょう！

- 携帯ラジオ（予備電池も）
- 飲料水・食料  
ミネラルウォーターや火を通さなくても食べれるもの
- 生活用品・生理用品  
マスク、体温計、缶切り、ティッシュ、ビニール袋、携帯トイレなど
- 懐中電灯・ろうそく
- 救急薬品・常備薬（お薬手帳）  
ばんそうこう、ガーゼ、包帯、三角巾、消毒薬、解熱剤、胃腸薬、風邪薬、鎮痛剤、目薬、ピンセットなどと常備薬（持病のある方）
- 衣類  
上着、下着、手袋、靴下、ハンカチ、タオルなど
- ヘルメット（防災ずきん）
- 現金（紙幣・硬貨の両方）
- 通帳類・証明類・印鑑  
預金通帳、健康保険証、免許証、住民票の写し、印鑑など

女性

- 生理用品

乳幼児がいる家庭

- 粉ミルク
- 哺乳瓶
- 紙おむつ

点検を行わないと、準備した携行品が、いざというときに使い物にならない場合があります。点検は定期的に行いましょう。

リアルタイムで速報をお届け！

○Twitter（公式アカウント）

大磯町防災生活情報メールの配信情報と連携しています。



ユーザー名  
@bousaioiso

スマートフォン・タブレットで簡単に情報確認！

○おおいそ防災・行政ナビ（Lifevision）

防災行政無線の放送内容や防災、くらしに関わる様々な情報を配信します。

「ライフビジョン」と検索するか、QRコードを読み込んでアプリをダウンロードしましょう。



Google Play



App Store